

地域雇用開発促進法の見直し

○ 地域差を是正するため、雇用情勢が特に悪い地域と、雇用創造に向けた意欲が高い地域に支援を重点化

・ 現在の4つの地域類型を2つに再編

・ 雇用情勢が特に悪い地域

← 事業主に対して助成金を支給

・ 雇用創造に向けた意欲が高い地域

← 地域の協議会(市町村、経済団体等で構成)に事業を委託(委託費を支給)

<改正前>

<p>雇用機会増大 促進地域 (雇用情勢が厳しい地域)</p> <p>事業所の設置整備に伴う雇入れ助成</p>	<p>求職活動援助地域 (情報のミスマッチが存在する地域)</p> <p>地元事業主団体への委託事業</p>
<p>能力開発 就職促進地域 (能力のミスマッチが存在する地域)</p> <p>能力開発助成</p>	<p>高度技能活用 雇用安定地域 (高度技能労働者を雇用する事業所が集積する地域)</p> <p>高度技能労働者の受入れ助成</p>



<改正後>

